

## 第5章 推進体制等

### 1 市の推進体制

本指針に基づく人権教育・啓発の推進にあたっては、庁内で組織した飯塚市人権教育・啓発推進本部を中心として各人権課題を所掌する部局にとどまることなく、全庁的に総合的、計画的な取組みを推進していきます。

また、基本指針に基づく実施計画を作成し、その実施状況を点検・評価し、結果を今後の施策に反映させます。

### 2 国及び県等との連携

本指針に基づく人権教育・啓発の効果的な推進のため、国及び県と緊密な連携の下に行動し、関係行政機関及び近隣自治体との情報交換等連携強化に努めます。

### 3 関係団体との連携

今日、人権問題がますます複雑・多様化する中で、人権教育・啓発を総合的に推進するためには、各実施主体が担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携を図ることが大切です。

このため、関係団体等で組織した飯塚市人権教育・啓発推進協議会を中心に行政機関、企業、民間団体等が連携・協働し、実効ある人権教育・啓発の推進に努めます。

### 4 基本指針の見直し

今後の人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、また、社会環境の変化等に的確に対応するために、飯塚市人権教育・啓発推進本部や飯塚市人権教育・啓発推進協議会等の関係機関が連携し、必要に応じて見直しを行います。